

おおた 区報

令和4(2022)年
特集号

2月3日発行



障がい福祉特集号

発行：大田区 編集：障害福祉課
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
☎ 5744-1251 FAX 5744-1555
HP <https://www.city.ota.tokyo.jp/>
LINE @otacity
Twitter @city_ota



障がいのある方も
ない方も
ともに思いやり、
ともに壁を
乗り越える

すまいるブレイク CAFE & BAKERY さぼーとぴあB棟1階

合理的配慮 ～みんなが笑顔になれるように～

障がいのある方たちと、『合理的配慮』をどう説明する?という議論をしました。多くの方が、「障がい者を不愉快にさせない対応」と答えました。私が、「障がいのある方から笑顔を引き出せる関わり方」と言ったら、皆さん、「それがいいね!」とおっしゃいました。障がいのある方の笑顔を見ると、配慮を提供した方も笑顔になれ、暖かい空気が流れます。そんな積み重ねが、「ともに思いやり、ともに壁を乗り越える」という「共生社会」を実現します。



大田区障がい者差別解消支援地域協議会
会長 石渡 和実

合理的配慮 って なんだろう？

お互いの情報や意見を伝え合いながら 壁を乗り越えていくこと

配慮を求められた側

実際にできそうか、費用や負担がどれくらいかかりそうか、などの視点から、提案のあった方法で配慮の提供ができるかどうか考えてみましょう。もし難しいようであれば、代替案を検討するなどして、そのことを相手に伝えましょう。

配慮を求める側

相手からできる範囲での提案があれば、その方法でも大丈夫かどうか考えつつ、自分の考えを相手に伝えましょう。

配慮を求める声

障がいのない方と同じようにサービスや制度などを利用するため

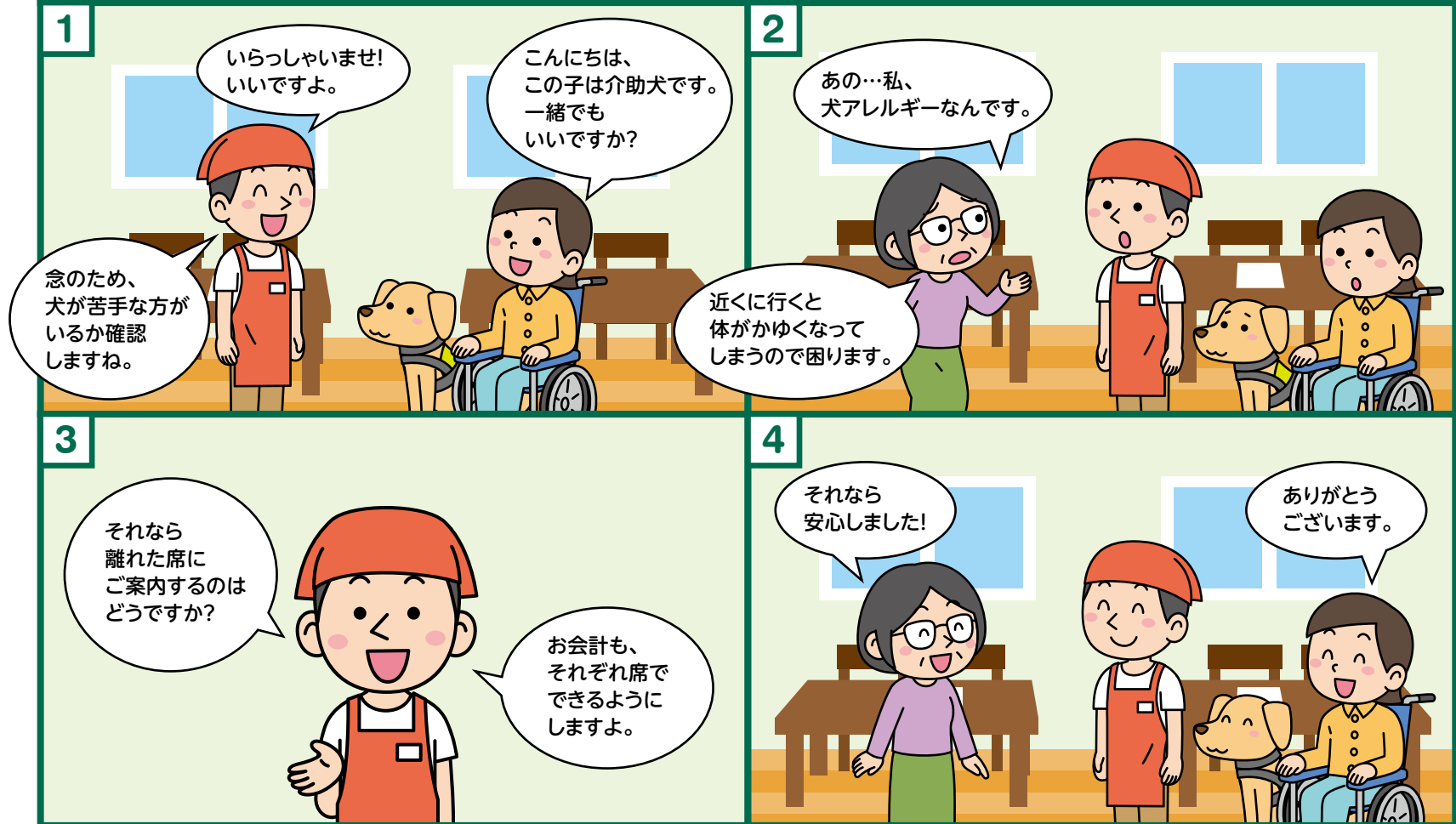
最初に提案のあった方法では対応が難しい場合でも、話し合いながら歩み寄り、お互いに納得できる配慮の方法を探ることが大切です。【建設的対話】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

施設や制度、文化などの中で、障がいのある方が生活する上で妨げとなってしまうもの（社会的障壁）があります。それらを乗り越えるため、お互いについて理解し、現状をより良くし、みんなが暮らしやすい環境を、一人ひとり考えていきましょう。

	障がいを理由とする不当な差別的取り扱い	合理的配慮の提供
役所・会社・お店など	してはいけない（禁止）	しなければならない（義務）

合理的配慮の例



表紙の方 ▶ 区内在住の長岡さんとエディちゃん(介助犬)

具体的な声はより良い配慮の形につながると私は考えています。犬が怖いなどの不安も我慢せずに伝えてください。私たちも補助犬と暮らしやすく、周りの方も安心して受け入れられる、合理的配慮の良い事例が増えることを願っています。

表紙のお店 ▶ すまいるブレイク CAFE & BAKERY

- ▶ 場所 中央4-30-11 さぼーとぴあB棟1階
- ▶ 営業時間 午前10時～午後5時 店内飲食は午後4時まで
- ▶ 定休日 土・日曜、休日

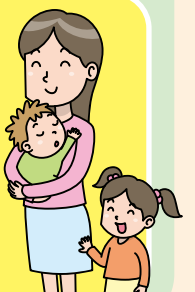


新型コロナワクチン接種のための 区での合理的配慮

- 聴覚障がいのある方のために、手話通訳者を配置した専用接種会場を用意しました。
 - 知的障がいのある方のために、通所施設などでの接種を行いました。
- 【接種会場：20か所、延べ1,158名】

通所施設での接種を利用した 家族の声

子どもに知的障がいがあるため、集団接種会場では騒いでしまうと思い、困っていましたが、ゆったり打って、待機時間も本人のペースで過ごすことができたので、通所施設でのワクチン接種ができて良かったです。



補助犬とは

盲導犬

もうどうけん

目に障がいのある方が安全に歩けるお手伝いをします

聴導犬

ちょうどうけん

耳に障がいのある方へ生活に必要な音を知らせます

介助犬

かいじょけん

体に障がいのある方の日常生活を手助けします

大森東福祉園 × ふうはまを育てる会・汐風

大森ふるさとの浜辺公園にあるレストラン「汐風」では、大森東福祉園の利用者が手作りしているエコバックを、食事の持ち帰り用の袋として活用しています。「地域のため、環境のため、何かできないか」という発想から、古新聞を再利用したこの事業が始まりました。大森ふるさとの浜辺公園にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



▲ 英字新聞を使ったエコバック

▶ 問合せ 大森東福祉園
☎ 3766-5760 FAX 3766-5761



▲ 区長報告の様子

つばさホーム前の浦の短期入所

令和3年4月、短期入所事業を開始しました。ご家族の疾病や休養などの事情により、一時的にご家庭での介護を受けることが困難になった場合に、短期間、施設にて必要な支援を行います。



対象者や利用方法については問合せまでお問い合わせください。

▶ 問合せ つばさホーム前の浦
☎ 5737-0771 FAX 5737-0773
▶ 予約受付時間 午前9時30分～午後5時
▶ 予約電話番号 ☎ 5737-0772

区議会の傍聴

区議会では、全ての方に安心して傍聴いただけるよう手話通訳者の派遣、FM受信機



▲ 発言内容を文字表示している様子

の貸し出しなどを行っています。より一層傍聴しやすい環境を整備するため、令和3年第4回定例会からは、議場内にモニターを設置し、音声認識によるリアルタイム文字表示を行うシステムの試験導入を行っています。

区議会HPはコチラ▶



▶ 問合せ 議会事務局議事担当
☎ 5744-1473 FAX 5744-1541

「おおむすび」をご存じですか？

「おおむすび」とは、区内にある障がい者施設が連携して、施設利用者の工賃向上・社会参加を促進する取り組みのことです。



▲ 詳細はコチラ

平成28年に多摩美術大学の学生とのコラボレーションにより誕生したロゴマーク。「人と人のつながりのきっかけになるように」という願いが込められています。



● おおむすびの活動内容の一例 ●



▲ 各施設で製造した焼き菓子や雑貨。イベント販売も行っています

▲ 企業から受注した軽作業。お気軽にご相談ください

▶ 問合せ 志茂田福祉センター管理係 ☎ 3734-0763 FAX 3734-0797

オフィス・サポート・センター開設 ～障がい者の活躍推進・共生社会の実現に向けて～

区では、令和3年度から障がいのある方を対象として会計年度任用職員(オフィス・サポーター)の採用を始めました。

現在、オフィス・サポーターとして6名の方が活躍しています。

▶ 問合せ 人事課制度企画担当 ☎ 5744-1159 FAX 5744-1507

● オフィス・サポーターの声 ●



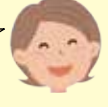
支援員の方が体調を考慮して業務調整してくれるのが助かります。おかげで体調を崩すことが減りました。

みんなと協力して行う仕事に、やりがいを感じます。



さまざまな業務を経験して成長することが目標になりました。

和気あいあいとした楽しい雰囲気です。なんでも相談しやすいです。



しょうがい者文化展

毎年、障がいのある方が創り上げた、個性豊かで魅力あふれる作品を、数多く展示しています。



▲ 昨年度の様子

出品された作品の一つひとつに工夫が凝らされ、作者の思いが表現されています。作品を通して作者のエネルギーを感じてみませんか。

▶ 日時 2月22日(火)～27日(日)
午前9時～午後5時
▶ 会場 池上会館

ボランティアの募集

～重度身体障害者ガイドヘルパー～

手や足に重度の障がいのある方が外出をするとき、家族などの付き添いがないことがあります。車椅子の介助など、移動を支援をしてくださるボランティアを募集しています。



▶ 対象 区内在住で18～64歳の方
▶ 活動内容 障がいのある方の外出時の付き添い(車椅子の介助など)
▶ 謝礼 980円(1時間)
▶ 問合せ 障害福祉課 障害者支援担当
☎ 5744-1251 FAX 5744-1555

さぽーとぴあでは
障がいに関するさまざまなサポートをしています！

▶問合先 さぽーとぴあ(障がい者総合サポートセンター) ☎ 5728-9133 FAX 5728-9136



▲詳細はコチラ

意思疎通支援



手話通訳者派遣のコーディネートや、手話講習会、聴こえない・聴こえにくいことの理解啓発活動などを行っています。また、窓口には手話通訳者が常駐しているため、手話での会話ができます。

相談支援



一人ひとりの悩みや相談に、さまざまな機関と連携しながら、自分らしい生活を送るためのサポートをします。また、区における相談支援の中核的な役割も担っています。

居住支援



障がいのある方が、社会復帰・参加するため、運動機能訓練や洗濯・掃除・調理など、地域で生活を送る上で必要な訓練を、障がいの状況に応じて行っています。

地域交流支援

障がいのある方もない方も参加できる余暇活動(ヨガなど)や障がい理解啓発イベントを行っています。



視覚障がい、発達障がい、身体障がいなどにより、本を読むことが困難な方に、内容を音声で読み上げる録音図書や点字図書を貸し出している声の図書室もあります。



学齢期の発達障がい支援

学齢期のお子さんの発達や子育てについての心配事や悩み事の相談をお受けし、状況に応じて必要な支援を提案します。



発達障がい支援事業では、医師の診察により必要に応じて個別支援や放課後等デイサービスによる療育を行います。そのほか、学校との連携やほかの福祉サービスの利用をお手伝いします。

就労支援

障がいのある方の就労に向けての相談や職業評価、訓練の支援、また会社訪問など、就労に関する支援を行っています。



短期入所

重症心身障がいの状態にある方を対象とする短期入所を行っています。

さぽーとぴあには、医師や看護師がおり、医療的ケアが必要な方にも対応しています。日中は、保育士、児童指導員による療育にも力を入れています。「けがをして介護ができなくなってしまった」「最近介護に疲れた」などお悩みの方はぜひご利用ください。



コラム①

精神障がい者への理解

ここ数年の精神障がい者の生活は一変しました。

精神医学の進歩により、地域で支援を受けながら生活できる人が多くなりました。

病気の部分と障がいの部分を合わせ持って生活するのはとても大変なことです。病気と障がいを背負って生きている精神障がい者に温かな見守りをお願いいたします。



大田区
精神障害者家族連絡会
代表 川崎 洋子

コラム②

一人ひとりの意思が尊重される地域づくり

知的障がいや精神障がいのある方の中には、自分一人で預貯金の管理や介護サービスの契約、遺産分割協議などを行うことが難しい方もいます。また、悪質商法の被害に遭い、不利な契約などを結んでしまう可能性もあります。成年後見制度は、このように自分一人で判断することが難しい方々を法的に保護し、支援する制度です。

区では、誰もが地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で権利擁護支援に取り組んでいます。

『成年後見制度』に関する厚生労働省のポータルサイトはコチラ ▶



▶問合先 福祉管理課調整担当 ☎ 5744-1244 FAX 5744-1520